webサポート資料

建築士の塾 by archicom

道路斜線制限における後退距離の取扱い

建築基準法第５６条第２項

前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の**後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。）**に相当する距離だけ外側の線」とする。

令第１３０条の１２第二号（後退距離の対象から除かれるもの）

ポーチその他これに類する建築物の部分で、**前号ロ及びハに掲げる要件に該当**し、かつ、**高さが５ｍ以下**であるもの

（第一号）

ロ　**当該部分の水平投影の前面道路に面する長さ**を**敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さ**で除した数値が**１／５以下**であること。

ハ　**当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のもの**が**１ｍ以上**であること。

●庇の扱い（令和４年本試験標準解答例①②より）

・庇を「**ポーチその他これに類する建築物の部分**」に該当する用途として、令第130条の12第二号を適用している。

・**風除室**の他、**通用口**、**ごみ保管庫の出入口上部の庇**も適用対象とし、後退距離の対象から除くことができるものとしている。

（参考）岐阜県建築基準法運用指針

●後退距離は、壁、柱、庇、バルコニー、出窓、屋外階段等を含めた、建築物から前面道路までの最小水平距離とする。

●ポーチその他これに類する建築物の部分の扱い

・車寄せは該当する用途とする。

・庇は非該当の用途とする。　※試験上の扱いと異なる場合もある

© archicom Co.,Ltd.